

丁鳥取県公報

平成16年4月1日(木) 号外第64号

每週火:金曜日発行

	次
▤	<i>71</i> .
$\boldsymbol{\vdash}$	<i>//</i>

告 示 教委告示 連携科目等の指定等(9)(高等学校課)......2

示

鳥取県告示第251号

鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第210条の2第1項に規定する関係書類を次のとおり定め、昭和55 年鳥取県告示第750号(鳥取県税条例第158条第1項に規定する関係書類について)は、廃止する。

平成16年4月1日

鳥取県知事 片 山

日

		গ ঘ	畑	忧	糾为	ניו	青		
								_	_
								牛	F
夕	样								

職氏

下記のとおり納付します。 住 所 氏 名 狩猟者登録番号 1 放鳥獣猟区のみに係る登録 狩猟免 網・一・二 登録の区分 2 1の登録を受けている者が受ける県下全域に係る登録 許種類 3 1及び2以外の登録 率 適 用 X 分 税 額 1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次の2に規 定する者以外のもの 納付すべ 2 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の き 税 額 県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7 号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、 水産業又は林業に従事している者を除く。) 以外の者 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者

鳥取県収入証紙ちょう付欄

2 平成16年**4**月**1**日 木曜日 鳥 取 県 公 報

(号外)第64号

上記税率適用区分の2に該当する者又は県民税の所得割額を納付することを要しない者の控除対象配偶者若しくは扶養親族に該当する者は、次の証明書により市町村長の証明を受けてください。

狩猟税に関する証明書

住 所

氏 名

上記の者は、年度分の県民税の所得割額を納付することを要しない者で、

- 1 控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者以外のもの
- 2 農業、水産業又は林業に従事する控除対象配偶者又は扶養親族に該当するもの

である

ED

3 県民税の所得割額を納付することを要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当するものことを証明します。

市

年 月 日

町 長

村

鳥取県告示第252号

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例(平成16年鳥取県条例第5号)第3条の規定により、鳥取県立 大山オオタカの森の区域を次のとおり告示する。

平成16年 **4**月 **1**日

鳥取県知事 片 山 善博

区域	面積
西伯郡大山町豊房(次の図に示す部分に限る。)	104ヘクタール

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課及び西部総合事務所県民局に備え置いて公衆の縦覧に供する。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第9号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第**2**項の規定に基づき、次のとおり連携科目等の指定及び 指定の解除をしたので、同条第**3**項の規定により告示する。

平成16年**4**月**1**日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

1 指定及び指定の解除をした指定技能教育施設の名称並びに連携科目等の指定及び指定の解除の内容

(1) 若葉学習会専修学校

ア 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
文書デザイン	文書デザイン
流通経済	流通経済
会計	会計
商品と流通	商品と流通

イ 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
文書処理	文書処理
情報管理	情報管理
企業実習	企業実習
ビジネス情報	ビジネス情報

2 指定及び指定の解除をした年月日 平成16年 **3**月31日

4	平成16年 4 月 1 日	木曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第64号